

第14号議案

教育講演会「これから求められる言葉の力」の後援名義使用承認について

上記の議案を提出する。

平成28年2月4日

提出者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

2016年 1月19日

文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体) 株式会社 朝日学生新聞社



住所 (所在地) 〒104-8433 東京都中央区築地5-3-2
朝日新聞社新館9F

代表者名 代表取締役社長 脇阪 嘉明

代表者連絡先 会社 Tel: 03-3545-5227
(事務担当者) 担当者 森島 龍 携帯080-1123-7053

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・**後援**名義を使用したく、申請します。

記

事業名	教育講演会『これから求められる言葉の力』		
実施期間	2016年 3月 12日 (土) から 2016年 3月 12日 (土) まで (1 日間)		
実施場所	文京シビックホール会議室 (90名)		
事業内容	目的※	当社は夏休みに「朝日・新聞スクラップ講習会」(朝日学生新聞社主催、文京区教育委員会後援)を実施し、児童生徒の「調べ学習」のヒントを提供してきましたが、「保護者や教職員にも役立つ講演会をしてほしい」という声がありました。また、国語力やコミュニケーション力を身につける必要性について、教師や塾講師の先生方からお聞きすることが増えました。高度情報社会を生きる子どもたちを支える保護者や教職員の方のヒントになればと考え、企画しました。	
	内容	文章をインプット(読解力)したりアウトプット(作文)したりする効果的な手法についてのヒントを提供します。	
	対象者	小中学生の保護者と教育関係者 (参加予定人員 90人)	
	参加費	無料	
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	共催、朝日新聞文京ブロック 後援、朝日新聞社		
備考			
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <input checked="" type="checkbox"/> 同意する ・ <input type="checkbox"/> 同意しない			

※「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

事業予算書

事業名教育講演会『これから求められる言葉の力』

団体名 株式会社 朝日学生新聞社

収 入 単位：円		支 出 単位：円	
朝日学生新聞社	50,000	講師料	40,000
ASA文京ブロック	50,000	会場費	5,400
		案内書	50,000
		雑費	4600
計	100000	計	100,000

2016年 1月 15日

(備 考)

2016年1月18日

内容：教育講演会について

■講演者 南雲ゆりかさん

■主題：「読むこと」こそ、国語力の根幹 約1時間

■プロフィール 横浜市の小学校教諭を経て大手進学塾の講師に転向し、現在、国語教室を主宰している。主に中学受験を目指す小学生に指導しているが「書かれていることを正確に読む力」と「相手に正確に伝える表現力」を養うことを第一の目標に据えている。

■内容：子どもたちに見られる問題点 (①～③)。

① 主語・述語の関係、修飾・被修飾の関係、指示語の指示内容、接続語を意識して読むことができない。⇒ これらに気をつけて文を書くこともできない。

原因：こうした概念をきちんと教わっておらず、トレーニングも不足している。

② 主観に左右され、客観読みができない。

⇒ 自分の書いたものを客観的に見直し、人に伝わりやすい表現ができない。

原因：国語とは「感じるものだ」と誤解している

③ 語彙や常識が不足している。⇒ 自分の思いや考えを的確に言葉にできない。

原因：読書量の不足。ニュースをみていない。新聞を読んでいない。童謡を歌った経験がほとんどない。いろいろな体験をしていない。等

① ③の問題は、⇒以下で示したとおり、「書く力の欠如」に直結する。

改善、解決のための実践に「小学生新聞」などを活用し、指導例（模擬授業）を示す。

■講演者 白井健さん

■主題：書くヒント ～作文指導について～ 約1時間

■プロフィール：朝日新聞東京本社社会部記者、社会部デスク、名古屋本社社会部部長、論説委員、朝日カルチャーセンター社長を経て現在、こどもから大人まで文章指導をしている。

① 書く力は文字を上手に並べる力ではなく、考える力のこと。

② 考える力で文章の良し悪しのほとんどが決まる。子どものうちは家庭内での会話など、きっかけを作ることが大切。

③ 身の回りのことで似たようなことはないか、想像力をふくらます／書いてあることを疑ってみる／題が大事／熱い思いを冷静に／エピソードを使う／時事ニュースの扱い方。

以上を具体的な作文事例を基に解説して伝えます。

朝日学生新聞社
広報・教育メセナ部 森島 龍

株式会社朝日学生新聞社定款

1967年4月05日制定
2012年6月22日改定

第1章 総 則

第1条 (商号)

本社は株式会社朝日学生新聞社と称する。

第2条 (目的)

本社はわが国の学生を対象とし、新聞を通じその知識常識の向上に資し、かつその福祉の増進に貢献するため、次の事業を営むことを目的とする。

1. 新聞発行および出版
2. 前号に付帯する事業および教育事業

第3条 (本店の所在地)

本社の本店を東京都中央区に置く。

第4条 (機関の設置)

本社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

第5条 (公告方法)

本社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

本社の発行可能株式総数は16万株とする。

2. (端株原簿への不記載・不記録)

本社は1株に満たない端数を端株として端株原簿に記載または記録しない。

第7条 (株券の不発行)

本社は株式に係る株券を発行しない。

第8条 (株式の譲渡制限)

本社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

第9条 (相続人等に対する売渡しの請求)

本社は、相続その他の一般継承により本社の株式を取得したのに対し、当該株式を本会社に売り渡すことを請求することができる。

第10条 (質権の登録および信託財産の表示)

本社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、本会社で定める請求書に記名捺印したものを提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

第11条 (株式取扱規則)

本会社が発行する株式の名義書換、質権に関する登録またはその抹消、その他株式に関する取扱については、取締役会の定める株式取扱規則による。

第12条 (基準日)

本社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する

株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第13条（株主の住所等届出）

本会社の株主および登録株式質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、本会社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第3章 株主総会

第14条（招集）

定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第15条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第16条（決議）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、本会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに本会社に提出しなければならない。

第18条（株主総会の議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。

第19条（新聞の記事）

株主総会は本会社の発行する新聞紙の記事に干渉することはできない。

第4章 取締役、監査役および取締役会

第20条（取締役および監査役の員数）

本会社の取締役は10名以内、監査役は2名以内とする。

第21条（取締役および監査役の選任）

本会社の取締役および監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって

選任する。

2. 本会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第22条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、現任者の残任期間と同一とする。

第23条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任者の残任期間と同一とする。

第24条（監査役の監査範囲の限定）

監査役は会計に関するものに限り監査を行う。

第25条（取締役および監査役の報酬等）

取締役および監査役の報酬等（報酬、賞与および退職慰労金など）は、株主総会の決議をもって定める。

第26条（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は取締役会の決議によって選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3. 取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役をそれぞれ若干名選定することができる。

第27条（取締役会の招集および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第28条（取締役会の招集の通知）

取締役会の招集の通知は各取締役に対し、会日より3日前に発するものとする。ただし緊急のときはこれを短縮することができる。

第29条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第30条（取締役会の決議の省略）

本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第31条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。

第5章 相談役

第32条（相談役）

本会社に取締役会の決議をもって相談役を置くことができる。

第6章 計 算

第33条（事業年度）

本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第34条（期末配当金）

本会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録ある株主または登録株式質権者（以下「株主等」という）に対して、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を支払う。

第35条（配当金の除斥期間）

期末配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても、なお受領されないときは、本会社はその支払義務を免れるものとする。

2. 未払の期末配当金には利息をつけない。

以上

株式会社朝日学生新聞社 役員名簿

2015年6月19日現在

代表取締役社長	脇阪 嘉明
取締役	高木 文哉
取締役	菊地 聡
取締役	内田 英良
監査役	芹澤 かおり

以上